

## 新潟市障がい者地域自立支援協議会 第12回全体会 議事録

日時：平成26年3月25日（火）10：00～12：00

場所：白山会館 大平明浄の間

### ○山賀会長

おはようございます。会長の山賀です。それでは次第に従いまして議事を進めさせていただきます。本日の次第をご覧いただきましてお分かりの様に、報告事項が非常に多く上がっておりますが、是非、報告だけを聞くという全体会ではなく、ご質問などあるいはご感想なども含めて数多くの発言をいただけると有意義な全体会になるかなと思いますので是非皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは議事1、平成26年度主な事業について、に移ります。事務局より来年度の主な事業の概要について説明をしていただきます。お願いします。

### ○障がい福祉課長

はい、障がい福祉課・小野です。それでは私から資料1をご覧いただきながら説明させていただきます。はじめに、障がい福祉課の26年度の算出予算額は172億3104万3千円で、対前年度比で約15億3千万円、率にして9.7%の増となっております。これは主に介護給付等事業・就労支援事業等の増などによるものです。

それでは主な事業について説明をさせていただきます。1ページをご覧下さい。障がい児者基幹型相談支援センター事業でございます。これはこの会で提案いただきました基幹型の支援センター事業でございますが、相談支援体制の強化を図るため、各区の委託相談支援事業者を統合再編し、複数の相談員を配置した基幹型相談センターを4箇所設置いたします。相談というのは障がい種別も内容も多種多様であります。基幹型相談支援センターを設置することにより、困難ケースに複数で相談しながら対応できるようになり、また相談員のスキルアップにも繋がるものと考えています。なお4箇所にも再編することにより委託相談事業所のない区が出てきますが、これまでも相談のほとんどが電話か訪問によるもので、来所によるものが少なかったことからそのことによる大きな支障はないものと考えております。また、むしろ複数となる事で、新たなセンターに、外出による不在が少なくなるものと考えております。また来所も相談しやすいよう4箇所につきましては総合福祉会館の他、区役所内に設置する予定でございます。準備の関係で運営開始は10月からを予定しております。

次に2ページ。新潟市重度心身障がい者医療費助成事業でございます。重度心身障がい者医療費、いわゆる県障は、従来助成対象としていた身体、知的障がい者に加え精神障がい者保健福祉手帳の1級所持者も対象として拡大を図ります。助成後の自己負担は資料の下段の方にありますのでご覧下さい。なお年度当初の数字で言いますと、1級所持者は約700人おりますが、生活保護など他制度を利用している方を除く約500人が新たに対

象者となります。なお、これに伴いまして、精神の入院費助成につきましては、県障受給者は対象外といたします。これにつきましてもシステム改修、医療機関への周知などから9月からの実施を予定しております。

次に3番、グループホーム運営費補助事業です。これにつきましても、この会でもご意見をいただいたところでございますが、グループホームの運営費補助につきましては、これまでの単独補助に加え、資料の下の方になりますが、新規の補助を行います。整備が進まない大きな理由の1つに世話人の確保が上げられます。世話人について良い人材が集まらないとか、また世話人が不在の場合にはバックアップ施設の職員が対応することになり、夜間支援は時間外勤務となる為、法人負担が増すということも聞いておりました。この為新年度より世話人の処遇を改善していただくことを目的に、新たに施設のグループホーム入居者1人1日当たり250円の補助を行います。概ね試算では、1施設当たり30万円から40万円の収入増となるものと見込んでおります。また自傷や他害、激しい拘りや器物破損など極めて特異な行動を頻繁に示す、強度行動障がい児者への対応が大きな課題となっておりますが、新年度に強度行動障がい者用のグループホーム1棟の整備を行います。これは、意向調査により社会福祉法人新潟太陽福祉会にお願いするものですが、具体的な補助の内容としましては、その新たな補助制度資料の③になりますが、通常の実備費補助に加え壁や窓に破損し難い素材や、クッション材などを使用するなどの専用の補強工事に掛かる経費を上乗せ補助すると共に、②になりますが、支援員の加配に掛かる経費を3年間行うものです。支援員の加算は入所者2人につき1人の支援員加算を想定した金額となっております。

次に4ページ、障がい者チャレンジオフィス事業です。障がい者が市役所などでの実習を行う障がい者チャレンジオフィス事業をリニューアルし、こあサポートと連携しサポート体制を強化して民間企業への就労を支援していきます。具体的にはこれまでチャレンジ職員を市が直接面接し雇用をしていましたが、これからは市就業支援センターこあサポートがアセスメントを行い、不足する事務の実習場所として市役所を活用するものです。市では常時3人のチャレンジ職員を受け入れる事とし、新たにサポート職員として非常勤1名を障がい福祉課で雇用し、現行の職員と合わせ担任制を採用して支援していきます。また、民間企業を実習先とする場合には、新たに損害保険加入金、民間企業協力金1日1,000円を企業に払うと共に、チャレンジ職員には実習手当として1日600円を補助いたします。これにより職場実習先の開拓を積極的に行うとともに、障がい者の就労意欲の向上を図っていきたくと考えております。

次に5番。5ページ、訪問入浴サービスです。訪問入浴サービスは他のサービスを受ける事ができない重度の身体障がい者を対象としたサービスで、他の政令市と同様週2回までを上限として実施してきました。ところが、思春期の障がい児者の親から夏場は非常に汗を多くかいて回数を増やして欲しいという強い要望があり、7月から9月の間において週3回までできるように新年度から実施していきます。但し週3回目につきましては1割

の負担をいただく事といたしました。現在利用者は約60人の方が利用しております。

次に6番、地域で暮らす障がい者をささえる体制づくり事業ですが、これは入所施設などを退所し、在宅やグループホームで暮らす障がい者の生活課題や緊急時に対応する24時間体制のコールセンターです。これを増設して全市に拡大し、障がい者が安心して地域で自立した生活を送れるよう支援いたします。現在新潟太陽福祉会に委託し、北・東・中央・江南の4区をエリアとしていましたが、新たに新潟太陽福祉会には秋葉区を追加し、また十字園などを運営する社会福祉法人更生慈仁会に新たに南区・西区・西蒲区を担当してもらうこととしております。なおこの資料の1番下の四角囲みの活動実績ですが、24年度の活動実績になるのでちょっと古くなってしまいますが、24年度では年度末で登録者が60人、279件の活動があったわけですが、その半数以上の142件が夜間午後6時から10時の4時間に集中しております。1番件数の多いトラブル介入については、警察や消防が出動したケースなどで、職員も現場へ出動していると聞いております。

次に7ページ、通所施設における夜間支援事業です。これもこの会でご提案いただいたものになりますが、昨年度ご提案いただきまして、モデル事業として西区で実施してきました。この西区でのモデル事業を来年度全市展開するというものでございます。西区のモデル事業の状況は資料の下の方になりますが、2月末現在利用者は2件となっております。ただアンケートでは安心感から非常に高評価であると思っております。現在この事業につきましては、泊まりということもありまして、消防局と確認・打合せを行っており、これが終了し次第、全施設に実施の有無の調査を行っていきます。

また、資料は7ページまでとなっておりますが、この他にも発達障がい者支援体制整備事業ではJOINの相談員を4人から5人に増員すると共に、今年度も引き続き幼稚園・保育園の主任保育士等を対象とした発達支援コーディネーター研修を実施いたしますし、また今年度受講した方についてはより実践的なフォローアップ研修を実施してまいります。また経済・国際部で所管しております、中小企業を対象とした資金貸付に新たに障がい者の雇用を要件にした枠を創設いたしまして、障がい福祉課ではその雇用が継続していることを要件に融資額1,000万円までの利子の全額を、1,000万円を超える部分については1%相当額を補助する事業を新たに開始いたします。さらに空き家対策の一環として、建築部の方で空き家を活用した場合に補助を出す制度を来年度の途中からスタートする予定にしておりますが、その中に空き家を活用してグループホームを設置する場合に100万円の補助を出すという制度を新たに作りたいと思っております。なおこれにつきましては施設整備費補助とは重複はできないんですが、賃貸整備の課題として整備費の協議から補助の決定までかなり時間を要する事から、賃貸物件を空けておくのは難しいという問題がありました。特に精神障がい者などを対象とするグループホームでは大きな工事を伴わない、というケースがありますので、こういうものについては非常に有効な制度であると考えております。以上で資料1の説明を終わります。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。今の課長さんからのご報告の中で、それぞれの事業と自立支援協議会の関係なども丁寧に言葉を添えていただきました。ありがとうございます。皆様の方では是非ご質問、また、ご意見・ご感想でも結構ですので、事業等の番号等をお示しいただきながら是非ご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。基幹型相談のところでは、委託事業所等の相談員さんの方でもしご発言いただけると有難いのですがいかがでしょうか、本田相談員。

#### ○本田相談員

はい、障がい児・者相談支援センターの本田です。基幹型相談支援センターに関しては色んな議論がありまして、私達今8区に1人ずつの相談員が配置されています。中には、障がい児の相談支援コーディネーターがいるところは、2人相談員がいるんですけども、基本的に4区が1人職場になっています。そういう意味で中々1人が訪問に出て行くとそこが空いてしまっているとか、後は相談が実際にサービスに繋いで解決するような相談ではないものが、委託の相談支援のところには来ております。そうなった時に色々なところと連携をしながら今現在相談をやっているんですけども、さらにそれが強化できる、さらに1人の相談員が1人で抱え込んでしまう状況とかがあります。それをもうちょっと、少なくとも3人はいるようになるんですね。そうなる事によって、相談員のスキルアップができるかなってということも感じております。ただこの基幹型相談支援センターというと国の方から出しているイメージでかなり大きな力を持つ基幹型相談支援センターの名称からイメージがあるんですね。ただ、今新潟市で出している基幹型相談支援センターが本当にそこまで力を持てるものになるかどうかというのは、逆に10月以降の設置に掛かっているのかなと思っております。以上です。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。他に他の事業に関連してご発言いただいても結構ですので。はい。田中委員お願いします。

#### ○田中（滋）委員

はい。グループホームの運営をしているもぐらの家の代表の田中と申します。今回のグループホーム運営費の補助事業についてなんですけれども、申し上げれば非常に有難いという感じで作っていただいたなと思っておるところです。運営費の補助1人1日に付き250円ということであれば、仮に10人いれば2,500円という事になりますよね。月に直せば先程申されたように30万から40万の増額になるというふうなお話ですので、本当に世話人さんの確保ですとか、あるいは、今後私共は夜間の宿直者も考えておりますので、それらについて大変有難い話だなと。もっともっと金額が上がればいいんでしょう

けれども、制度ができたって事は評価させていただきたいなと思っております。ありがとうございます。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。こあサポートの樋口センター長さん、チャレンジオフィス事業に関連して何か補足したりPRする事がございましたら。

#### ○樋口委員

新潟市障がい者就業支援センターこあサポート樋口と申します。よろしくお願ひいたします。今回4番の障がい者チャレンジオフィスという事で、今新潟市の就労チームさんと一緒にアセスメントからどのように就労に繋げていくのかということをお話している最中なんです、簡単に内容を説明しますと、今まで1年間チャレンジ雇用ということで働かれて、その後一般職の方へ移行されるという形だったんですが、今回国の予算も終わるということで、市の方として独自でどうやるかって事でこのような形になったとお聞きしております。その中でたった3ヶ月という期間をどのように有意義に過ごすか、実習を過ごすかということで、一番初めにアセスメントのところを重視して、こあサポートの方でやらせていただきたいと思ひます。そこでは面談アセスメントにプラスして、ワークサンプル幕張版を使わせてもらったり、実際に施設での体験、実際に作業をやってもらう中でアセスメントを通して実習に繋がる方を決めていくような形になると今のところではなっております。その間もただ単に実習を受けてもらうだけではなく、市の職員さんと協力しながらその後の就職活動に繋げる為に色々活動していく予定ですので1年として9名という形なんです、色々サポートをしながら色んなところの皆さんと連携を取りながらやらせていただきたいと思ひます。以上です。

#### ○山賀会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。では無いようですので(1)の平成26年度主な事業についてはこれで終了させていただきます。続きまして(2)の障がい者総合支援法について事務局お願ひします。

#### ○障がい福祉課介護給付係

資料2につきまして、障がい福祉課介護給付係井浦より説明をさせていただきたいと思ひます。資料2をご覧ください。平成26年4月施行の内容についてというところで、3点、障害程度区分から障害支援区分への見直し、ケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護の対象者拡大です。

まず最初に障害支援区分への見直しというところでございします。障害程度区分の定義につきましては、障害福祉サービスの必要性を明らかにする為、障がい者等の心身の状態を

総合的に示すものというふうにされておりました。それが障害支援区分については、障がい者の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものというふうに定義が変更されております。障害程度区分の課題としまして、知的障がい者、精神障がい者の方についての一次判定が低く、二次判定で引き上げられる割合が高いということが課題というふうになっておりました。約40%の方が二次判定で引き上げられていたというのが現状でございます。そちらを障害支援区分にする事によりまして、知的障がい者、精神障がい者の特性に応じて適切に行われるよう区分の制定にあたって適切な配慮、その他の必要な措置を講ずるという形になっております。調査項目につきましては、106項目あった調査項目が80項目へ減るという形になっております。その下の変更内容ですが、まず①というところで、こちら調査項目の追加ですが、6項目が追加という形になっております。こちらは知的障がい者、精神障がい者の特性をより反映できるように追加する必要があるという課題から、現行の調査項目では評価が難しい知的障がい、精神障がいの特性をより反映する為に調査項目を追加したというところでございます。特に発達障がいの特性にも配慮できるよう、行動障がいに関する調査項目を追加したという事でございます。2つ目②ですが、調査項目の統合・削除というところですが、まず統合というところは14項目から7項目に統合したという事と、25項目削除という事でこちらの①と②で106項目から80項目になったというところでございます。こちらについては認定調査時の障がい者の負担を軽減する為に不要な調査項目を整理する必要があるという課題から、障害程度区分の認定状況を分析し、評価が重複する調査項目を統合し、他の調査項目や医師意見書で評価できる項目を削除するという形になったものです。次、3、選択肢の統一というところですが、こちら声掛けなど支援が評価されない項目があったりですとか、他動性や衝動性等の行動障がいに対する見守り等の支援が評価されないなどの身体介助関係の項目があったわけですが、そちらを身体障がいの、運動機能低下だけに限らず知的障がいや精神障がい、発達障がいによる行動上の障がいであるとか内部障がいや難病など筋力の低下などによってできないという場合も含めて判断するというような形で、選択肢の統一が図られたというものでございます。④については、今まで、より頻回な状況で判断をするというふうにされていて、できない場合があるんだけどもそういうところが評価されないというような項目があったわけなんですけど、慣れていない状況や初めての場所などではできないというような方についても、そういうところも含めて判断をするという評価方法に変わったという事でございます。⑤についてはコンピュータの判定式を見直すというところでございますが、こちらの障害程度区分については最初の開発された当時、要介護認定の判定式をそのまま活用しておりましたので、肢体不自由児者以外の障がい特性を十分に反映できないという課題、また106項目の調査の内、行動障がいや精神面等の調査項目20項目の結果がコンピューター判定では評価されないという課題がありましたので、全ての調査項目を活用し、現行の二次判定により近い一次判定が全国一律でできる様にコンピュータの判定式を見直したという事でございます。

続きましてケアホームとグループホームの一元化というところでございます。まずこの一元化の背景には、障がい者の高齢化、重度化が今後進む事が背景にありますので、介護が必要なグループホームの新規入居であるとか、入居した後に介護が必要となるというケースも増加が見込まれております。現在介護が必要な人と必要でない人を一緒に受ける場合についてはグループホーム、ケアホームの2つの事業所指定が必要でございます。現在グループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上を占めているというのが現状にあります。そこから地域における住まいの選択肢を拡大、事務手続きの簡素化などの観点からグループホームに一元化を行うということでございます。このグループホームにおいて、入浴、排せつ又は食事の介助など日常生活上の援助も提供するという形になっております。下にいきますが、一元化後の報酬という形ですが、二つのサービス類型、介護サービス包括型と外部サービス利用型の2類型になりますが、介護サービス包括型については現在のケアホームと同様に報酬が設定をされております。外部サービス利用型についてはその利用者全員に必要な基本サービスはもちろんありますけれども、利用者ごとにサービスの必要性や頻度などの異なる介護サービスについて、個々の利用者毎に利用量に応じて報酬を算定するという仕組みに変更がされるという事でございます。一番下の※印に書いてありますけれども、サテライト型住居というものが、新しい仕組みとして創設をされますが、こちらは本体施設の居間食堂などのユニットがあれば、一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形のものというところでサテライト型住居というものが認められるという新しい仕組みが創設されます。

最後、次のページですね、重度訪問介護の対象者拡大というところでございます。こちら現在、平成25年度までの対象者は身体障がいの方の重度の肢体不自由児者であって、障害程度区分4以上で2肢以上の麻痺等がある事と認定調査項目の内、歩行・移乗・排尿・排便のいずれも「できる」以外の認定をされている事というふうにされております。平成26年度から、知的障がい、精神障がいの方についても対象を拡大するというところで、下の方の②で知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものである事というふうにされております。行動関連項目の点数が10点以上のものでいう形になっております。支給決定に当たりましては、上記の要件等と行動援護を利用してアセスメントなどを受けた上でその必要性を判断して支給決定を行っていくという形になっております。行動援護の事業所さんに入っただいて問題行動のアセスメント、居宅などの環境調整などを行った上で、重度訪問介護の支給決定が必要であれば支給決定を行っていくという形になっていきます。資料2の説明については以上です。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。今の説明でご質問のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。ないでしょうか。ちょっと私の方から1点だけ確認の意味で。26年度、新規のサービスを利用される方は、障害支援区分でよろしいかと思うんですが、既に従前

の区分認定を受けて、サービスを受けている方の区分の見直しってというのはどういうふうな流れでやっていくのかっていうことを少し補足説明していただくと有難いんですが。

#### ○障がい福祉課介護給付係

障害支援区分と障害程度区分というところですが、申請日で判断されます。4月1日以降の申請の方については障害支援区分、3月31日までに申請をされた方については障害程度区分と言う形になります。ですので、4月以降の審査会であっても3月31日までに申請をした方については障害程度区分という認定がされます。その障害程度区分が障害支援区分と見なされますので、障害程度区分3が出た方については、障害支援区分3という形で見なされます。

#### ○山賀会長

仮に先程のように、新しい審査基準に合わせるとちょっと低いんじゃないかと、これを再度判定をして欲しいと言った場合は、それは可能なかどうなのかその辺についてはどういうふうな形になりますか。

#### ○障がい福祉課介護給付係

今までの障害程度区分の時も、状態が変われば、変わったということで申請があればもちろん今までも再度の認定調査を行って、再度新たな障害程度区分を出すという事はあったわけですが、今回ももちろん状態が変わったということで、障害支援区分の調査をして欲しいという形であれば、同じように再度調査をさせていただいて認定をさせていただくという形になっておりますが、この障害程度区分と障害支援区分、たしかに項目等々の整備はされておりますが、基本的には同等のものが出るという形でございますので、同じ状態のまま申請を受けるという事ではなくて、状態が変わったよっていう事であれば新たに調査を行うという形でございます。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。皆様の方で先程の説明全体を通して何かご質問ありませんでしょうか。はい。では、ないようですので、(2)は以上で終わりたいと思います。続きまして、(3)区協議会の成果について、それでは各区障がい者地域自立支援協議会の特徴的取り組み・成果等について説明をしていただきたいと思います。はじめに各区より順次説明していただき、全区で8区ありますので、4区毎に区切りまして質問を受け付けたいと思っております。繰り返しますが、8区ありますので4区で一度区切って、そしてご質問ご意見等ありましたら受け付けて、再度残り4区、そしてさらに8区全体終わった後にもう一度受け付けていきたいと思っておりますので宜しくお願いします。それでは北区より順番に報告をお願いします。



#### ○北区健康福祉課障がい福祉係長

北区健康福祉課障がい福祉係・梅田と申します。宜しくお願いをいたします。それでは北区障がい者地域自立支援協議会についての報告をさせていただきます。北区におきましては、平成24年度から25年度前半にかけ、委員から困難ケースを提出をさせていただきました。丁寧にケース検討を行った中で、地域の課題というものが集約をされて参りました。この課題に対して、当協議会として何か工夫はできないものかと3つの小委員会を設け検討いたしました。

第一にでございますが、見守り体制の強化として北区自立支援協議会緊急検索メールの作成でございます。障害福祉サービス利用者の方が外出してそのままお亡くなりになってしまったという不幸なケースがありまして、そのケースを通して、警察に対する検索願とはまた別に、当協議会として発見に協力をするものでございます。具体的には行方不明になられた家族の依頼・同意を受け、北区の自立支援協議会の委員の所属団体へ行方不明者の情報をメールによって送信をし、対象者に対して気に留めてもらうというものでございます。所属団体の検索を強要するものではなく、緊急情報を共有し、発見の可能性を広げる事に協力するネットワークという意味合いでございます。

第二に、制度間の継続支援の強化として、介護保険制度の研修会を開催いたしました。障がい者が高齢になられ、障害福祉サービスから円滑に介護保険サービスに移行するに当たって、介護保険制度の研修会を企画・実施し、介護保険制度の概略を勉強をいたして参りました。

第三に、障がい者のニーズ調査としてグループホームのアンケート調査の計画をしております。障がい者の生活についてケース検討する中で、支援者の方からグループホームが必要という、あるいはグループホームが不足しているという意見が良く聞かれてございました。そこで実際に障がい者の当事者はどのくらいグループホームを実際希望しているものなのかという事をアンケート調査してみたいということになりまして、今検討を進めているところでございます。

次年度の計画といたしましては、今ほど報告をさせていただいた緊急検索メールの運用を開始をさせていただきたいという事と、更なる制度間の継続支援を強化する為に内容を変えた介護保険制度の研修会を次年度も開催をしていきたいということでございます。またグループホームのアンケート調査も対象者や案内・回収方法等を継続検討しながら、調査を開始する予定にしております。また当北区の自立支援協議会におきましては、今ほどの3点に加えて、新たなケース検討から見えた地域の課題に対して臨機応変に対応していきたいということで協議をして参っております。以上でございます。

#### ○山賀会長

はい、続いて東区さんお願いします。

○東区健康福祉課障がい福祉係長

はい。東区役所の健康福祉課障がい福祉係の宮尾と申します。それでは東区の自立支援協議会の報告をさせていただきます。東区の障がい者地域自立支援協議会では、東区にあります新潟市立東特別支援学校と新潟県立新潟聾学校から委員になってもらっています。東特別支援学校は知的・発達に障がいのある児童、生徒を教育の対象としており、そこに肢体不自由、病弱、情緒障がいなど重複した障がいのある児童、生徒も通っています。新潟聾学校では名前の通り聴覚に障がいのある幼児、児童、生徒が在籍しており幼稚部から高等部まであります。また、平成22年から高等部に自立支援教育部門が設置され知的、発達に障がいのある生徒も通っています。そこで、知的障がい児についてのケースを中心に検討を行ってきました。その結果として見えてきたものは、児童に対する支援はもちろん大事ですが、家族が疲れてくると上手く回らなくなるので、家族に対する支援も重要であるというものがありませんでした。また、強度行動障がい児の多くは、施設での受け入れが困難で、一箇所では対応できず、数箇所を掛け持ちで支援しているというのが現状であって、一箇所で落ち着いて支援ができればもっと安定するというふうな意見などもありました。その結果として強度行動障がい児について報告会で検討を希望したところ、障がい児の実態、人数や保護者のニーズ、サービスの受け入れ易さなどを調査してもらえ、事業所の実態ですね、受け入れ困難な状態、困っている事、解決策など市全体として取り組んでもらう事ができました。次年度に対しても、また継続して児童のケースを中心として取り組んでいきたいと思っています。また、障害福祉サービスの事業者だけでなく教育機関、地域包括支援センター、医療機関、社会福祉協議会、児童相談所、こころの健康センターなどの関係機関が一体となって委員会を開いていますので、それらのネットワーク作りと合わせて総合的な支援を今後も検討していきたいと思っています。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。続きまして中央区さんお願いします。

○中央区健康福祉課障がい福祉係長

中央区健康福祉課障がい福祉係の鳴海と申します。中央区について報告させていただきます。中央区自立支援協議会におきましては、主に困難ケースの検討を行い、そこから課題の抽出、そして解決の方法というのを探っております。その中で特徴的と言える事が通所施設における夜間支援の検討というものがございます。困難ケースの中で出てきた問題といたしまして、緊急時の夜間支援、短期入所は非常に混んでおり、また仮に利用できたとしても慣れない短期入所施設に本人が馴染めるかどうかという問題が浮上してきました。このため、通所施設での夜間支援という事ができないかという検討が行われ、残念ながら中央区では実現に至りませんでした。西区のモデル事業の実施と繋がり、また26年度

からは全市展開に繋がろうという動きがございます。それ以外といたしましては、特徴的な取り組みという事では毎月ですね、ミニ版自立支援協議会とも言えるようなものを開催しており、そこで困難事例の検討課題を抽出しております。また年度毎に困難事例の区協議会を行っております。この事により中央区では相談支援事業所、また関係機関、包括支援センターなど非常に多くの機関が存在する中で、そのネットワークの強化に繋がる効果を生んでいると思います。26年度以降の取り組みについてなのですが、中央区の場合、相談支援事業所が多いため、逆に相談支援事業所の意見を自立支援協議会に取り入れていく事の困難さがございました。26年度からはその相談支援事業所で幹事、当番役を決める事で事業所の意見をより重視して取り入れた自立支援協議会を目指していきたいと考えております。具体的な内容はこれからまた決定していきたいと思っております。以上でございます。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。続きまして江南区さんお願いします。

#### ○江南区健康福祉課障がい福祉係長

はい。江南区健康福祉課障がい福祉係長の笹谷といいます。宜しくお願いします。江南区の特徴的な取り組みということで3つ挙げさせていただきます。1つ目が障がい者施設の見学を開催しております。意外と施設を見る機会が無いという事もあり、施設側からの説明をしていただくというところから多くの方からの参加をいただいております。今年度は25名の参加がありました。今年度の見学先としましては3箇所見ております。1箇所目はポプラの家の第2作業所のすまいるはうす、こちらは就労継続支援B型ということで。2箇所目はメイプル亀田でこちらの方も就労移行支援、あと就労継続支援B型ということで昨年4月開設したばかりというところで見えております。3箇所目は江南高等特別支援学校の寄宿舎を見学させていただきました。2つ目の特徴的な取り組みとしましては、江南区障がい児支援セミナーの開催です。学校と福祉が中々繋がっていないところから、江南区内の小中学校、江南高等特別支援学校へ呼びかけ、特別支援学級を担当される先生、適応支援を担当されている先生を中心に障害福祉サービスや制度などについて知っていただく為に開催しております。13校24名の先生方から参加いただいております。初めて福祉制度の話聞いて良かったとか、意見交換会では同じ境遇の悩みを持っている事を知る事ができたなどというアンケート結果をいただいております。今後は保護者向けのセミナーというのも考えていきたいと考えております。3つ目の特徴的な取り組みという事で、グループホームの運営についての勉強会を開催いたしました。グループホーム建設要望が多い中、中々増えていかないというところから実際に運営している事業所から運営の難しさなどの話をお聞きしました。運営費とやっぱり夜間の人員配置が大変だというようなお話をいただいております。次年度の計画としましては、今年度同

様、障がい者施設の見学及び障がい福祉支援セミナーの開催とケース会議から自立支援協議会に繋げていくというような事で考えていきたいと思っております。以上です。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。それでは一旦ここで区切って、4区のご報告を受けてご質問等ありましたら是非ご発言いただければと思っておりますがいかがでしょうか。全体としては大分丁寧にご説明いただいたかなという印象がありますので、では後半4区、再度ご報告いただいてもう一度皆様にお呼び掛けいたしますので、またありましたらご発言いただければと思っております。それでは裏側になります。秋葉区さんお願いします。

#### ○秋葉区健康福祉課障がい福祉係長

はい。秋葉区健康福祉課障がい福祉係の森田と申します。宜しくお願いします。まず報告のみにならない様な、また横の繋がりをできる様な、こんなスタンスで協議会を進めてきております。最初に重症心身障がい児3ケースの支援という事でございます。平成22年度より、当事者の出席の下で、重症心身障がい児への支援という事で3ケースの現状、あるいは確認、こういったところを毎回協議会に報告をいたしまして、教育・福祉サイドで、寄り添いながら継続的に相談に乗ってきております。2番目、提案課題に関しましてワーキンググループを立ち上げてまして、担当同士の協議によりまして協議の活性化をしてきております。グループホームまた計画相談、就労支援など課題に対して皆さんと、会議が盛り上がる様な形で整備されながら協議会が活性化してきたなと思っております。3つ目ですが、区作り事業の推進と就労支援という事でございます。秋葉区は就労に関しての区作り事業職場実習などの事業があります。そういった点と、施設等の就労支援という事で、共通する問題が多々ございましたり、協力をいただくという事でございまして、そういった形で障がい者の能力向上等、生きがいのある生活ができる様な事で事業を通して就労に関して打ってきております。成果といたしましては、各問題点を共有ができましたし、また、顔が見える繋がりができているということでスタンス通りの形になっております。次年度の計画といたしましては、先程の相談支援の体制再編でございます。これについても、ただ単に集合すれば良いという事じゃなくて、秋葉区として今回の体制再編、より新しい相談ルートの開拓とか、大いに期待するものがありますので、それなりに協議会で検討をして、今後のこの再編に対しての意見を言っていければ良いかなと思っております。2番目、重症心身障がい児ケースの関係でございますが、先程も申しました障がい児の重症心身のケースがございまして、これからも、寄り添いながら支援をしていきたいという事でございます。3番目、就労支援の区作り事業の推進でございます。この26年度以降も、秋葉区として区作り事業、職場体験を中心としたチャレンジオフィスではないんですが、チャレンジ支援という事業にネームは変わりますけれども、同じ様に区作り事業の推進をしていこうという事でございます。4番目、ケース検討の内容等の共有でございます。

これは当然でございますが、各関係者の皆さんから協議をいただきながら進めて参りたいと思います。今後も横の繋がりさらにできる様な協議会運営したいと考えております。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。続きまして南区さんお願いします。

○南区健康福祉課障がい福祉係長

はい。南区役所の健康福祉課の障がい福祉係・袖山と言います。宜しく申し上げます。南区では従来の処遇困難事例の検討を中心に行っていたんですけれども、その中で特徴的な取り組みという事では、今年度南区自立支援協議会の中で、委員である関係機関が、障がい児のライフステージにおいて、どのような関わりがあるのかについて、研修会を開催しました。今回はですね、委員メンバーである健康福祉課の地区担当保健師と小学校特別支援教育コーディネーターの両氏によって障がい者の出生から就学前及び小学校の就学以降において、新潟市や学校の関わりにおける支援について2回に分けて開催しました。保健師からは、各年齢における健診についての内容とか、障がい児のつくし教室への説明なり、保護者についてはハイリスクのお子さんを持たれる親の関係の支援について説明がありました。特別支援教育コーディネーターからは、特別支援学校、特別支援学級の関わりについて、また就学支援委員会の内容についての説明等もあり、その説明を受けての委員メンバーで、意見交換を行いました。成果としましては障がいのある児童に対するサポート体制について、それぞれの委員の方から活発な議論が行われ、それぞれ委員メンバーにおいて、関係機関の業務内容等についての認識なり、新たにされた点が多かったようです。次年度の計画としましては、引き続きですけれども、中学校の入学から卒業後の進路など、義務教育を終えた障がい児の進路、また特別高等支援学校等の卒業後につきましてもその後のフォローについて、継続して研修会を開催していきたいというふうに考えております。また、公共交通機関の乏しい南区における障がい者の移動手段についての問題点など、交通機関の充実改善に関する関係機関への提言などについて、検討をしていくことが次年度の予定として考えております。以上です。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。続きまして西区さんお願いします。

○西区健康福祉課障がい福祉係長

西区健康福祉課障がい福祉係・榎本です。よろしく申し上げます。西区につきましては、来年度、市で全体での取り組みにもなります通所施設における夜間の支援のモデル事業を今年度やってみりました。受け入れの施設としましては、4法人で6施設、生活介護及

び就労継続支援 B 型の施設の方で受け入れをしていただきまして、書いてあります通り利用実績としては2件ですが、その他、相談等は数件ありまして、実際には短期入所で対応できて利用に至らないケースという例もありました。件数自体は少ないですが、アンケートにもありました通り、少ない分当然経費もかからない中ですが、非常に利用者からの安心感としては効果が大きいと、いざという時に短期入所もどこも利用できない中でいざという時に使える、という家族の方の安心感という意味では経費の割に非常に効果が大きい事業ということです。来年度、全市になるということですが、利用者及び施設の最終的なアンケートの集計をしまして、また来年度の事業に繋げたいと思いますが、やはり施設にどれだけ受け入れてもらえるかというのがやはりこの事業としてのポイントになるかと思っておりますので、その辺事業者の方に、受け入れしやすい形で広げられればというふうに考えております。もう1件は発達障がいケースの話ですが、在宅では困難という中で、医療の面でも発達障がいから来るということで、治療的にはもうなかなか尽きているというか、治療としてはなかなか難しいという中で、施設入所を望まれている方につきまして、ケース検討を自立支援協議会の中で出しまして、病院と実際に受け入れ、入所を希望している施設の調整役ということで連携を取るというような自立支援協議会の中での話をもとに、実際に今現在も調整をしている状況です。次年度につきましては、1点は書いてあります通り、来年度10月から西区役所にも基幹型相談支援センターが設置されますので、それに向けた実際の相談支援事業所の連携の体制の検討と、あと西区においてはやはり事業所の数が非常に多いものですから、顔の見える関係作りということで、そういう場を作って、より今後連携した取り組みを図れるように、また協議会の方でその取り組みの仕方について検討していきたいと思っております。以上です。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。続きまして西蒲区さんお願いします。

#### ○西蒲区健康福祉課障がい福祉係長

西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係の篠沢と申します。西蒲区についてご説明いたします。区独自の取り組みとして資料に記載いたしました4つの事業を区の自立支援協議会の年間スケジュールに組み込んで実施しております。まず、西蒲区進路調整会議ですが、年4回協議会と同日に行っております。メンバー構成は西蒲区内の全施設と市内の特別支援学校4校及び燕市の1校の計5校、それから巻地域保健福祉センターです。西蒲区在住の生徒の進路希望の状況や施設の空き情報、対応などについて情報交換や意見交換を行う他、市の特別支援学校の進路検討部会の進捗状況などの情報提供を行っております。次に、障がい当事者・団体・相談員意見交換会は年2回、西蒲区内の障がい者団体、障がい者相談員、障がい者のサークル、巻地域保健福祉センターの職員が参加し、それぞれが抱える問題点や課題などを情報交換し、解決に向けての意見交換を行っております。続いて、ヘル

パー事業所情報交換会は区内の全ヘルパー事業所と巻地域保健福祉センター、相談支援事業所職員で毎月開催しております。関わっている障がい者の現状や問題点を検討し、解決できない困難事例は個別支援会議につなげています。最後に、障がい児保護者向け説明会ですが、夏休み前に西蒲区在住の児童・生徒が通っている特別支援学校及び区内の特別支援学級の保護者を対象に行っているものです。今年度は、行政からは障害福祉サービスの説明を、区内のサービス提供事業所様からはそれぞれの施設の紹介をしていただきました。以上、いずれの事業も好評で、参加者の方々から次の年度もぜひ継続して欲しいという要望がありますので、内容を発展させながら継続していく予定としております。また西蒲区は唯一、区の自立協議会委員に障がい当事者の方をお迎えしてご意見をいただいております。来年度も引き続き西蒲区にお住まいの障がい者の方々のご意見を大事にしながら区の自立支援協議会の運営を行ってまいります。以上になります。

○山賀会長

はい、ありがとうございました。後半4区説明していただきましたが、4区の報告の中でご質問等ありましたらお願いします。はい、久保田委員お願いします。

○久保田委員

江南高等特別支援学校の久保田です。すいません、基本的なことで申し訳ありません、各区の自立支援協議会の委員のメンバーは私はわからないのですが、特別支援学校、もしくは特別支援学級設置校っていうのは全ての区にメンバーとして入っているのでしょうか。

○山賀会長

事務局、あるいは各区から、もしでしたら各区から再度特別支援学校から委員に入っているかどうかご発言いただけますでしょうかね。

○北区健康福祉課障がい福祉係長

北区でございます。北区の自立支援協議会には東新潟特別支援学校の担当の先生が参加をされていらっしゃいます。

○山賀会長

他区の方順次。

○東区健康福祉課障がい福祉係長

東区ですけども、東区は先ほど報告しましたけれども、新潟市立の特別支援学校と新潟県立の新潟聾学校の方から委員になってもらっています。

○中央区健康福祉課障がい福祉係長

中央区ですが、中央区は新潟大学付属特別支援学校の先生と、盲学校の先生から自立支援協議会のメンバーになっていただいております。

○江南区健康福祉課障がい福祉係長

江南区です。江南区高等特別支援学校の先生からメンバーに入っていただいております。

○秋葉区健康福祉課障がい福祉係長

秋葉区です。特に学校もございませんが、入っておりません。

○南区健康福祉課障がい福祉係長

はい、南区です。南区は同じく特別支援学校は構成メンバーの中に入っておりません。

○西区健康福祉課障がい福祉係長

西区ですが、西区は県立西蒲高等特別支援学校の先生に委員になっていただいております。

○西蒲区健康福祉課障がい福祉係長

続いて西蒲区ですけれども、西蒲区は市立の西特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの先生から委員になってもらっております。

○久保田委員

ありがとうございます。障がい児に関するケース会議を各区でやっていただいて大変ありがたいなと思っております。例えば私、江南特別支援学校ですが、江南区にありませんけど、通ってくる生徒は江南区以外もいまして、もしそういった他区の生徒で、当校にも関係しそうな、将来的に入学してきそうな児童のケース会議等があればご案内がいただけるといいのかなと。それは他の特別支援学校も同様ですが、積極的に学校の方も自立支援協議会のケース会議に関わらせていただきたいなと思って、メンバーとして所属してなくてもぜひご案内をいただければいいのかなと思っております。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。事務局。

○障がい福祉課介護給付係長

はい、事務局から補足させていただきますが、特別支援学校がない区につきましても、区役所の教育事務所さん、若しくは教育機関代表ということで、秋葉区においても南区に



おいても学校とのラインは残しておりますので、課題についてはそこを通じて持ち上げていけるものと考えております。以上です。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。また各自立支援協議会でも適宜議題によってオブザーバーとして招いていただければより有効な意見交換できるのかなというふうに感じましたので、お願いします。他にございますでしょうか。はい、熊倉委員お願いします。

#### ○熊倉委員

先日の新潟日報に、県立のはまぐみ小児療育センターの療育支援のニュースが載っていました。従来はかなりの頻度で療育支援が受けられていたケースが、今は月にいっぺん程度だと。受診をするとなると二ヶ月三ヶ月先というようなこともあるというようなことが報じられました。それを直接受けてかどうかはわかりませんが、新潟県の自立支援協議会では療育支援部会が3月17日に発足しました。療育支援が受けられにくくなっているということなどを含めた療育支援をめぐる問題について、新潟市の関係機関・事業所の皆様はどのように把握し、どのように取り組まれているのか、その辺りについて報告していただける事項があるのであればお伺いしたい。

関係する事柄を少し付け加えさせていただきます。

県の自立支援協議会の療育支援部会の1回目を傍聴させてもらって思ったことをお伝えしたい。①今は児童の分野は児童福祉法を軸にして支援をするという、そういう体制になった。その根底に一人一人の尊重があり、必要な支援を必要な人にきちんと届けること。②児童の分野については気になる子供がいたとして、その人が将来的に障がい者手帳を貰う形でなる場合とそうでないケースがあるということ。従い、地域の保育所は、最初の相談する機関になりうる。部会における保育所の関係者のお話では、従来はそういう方っていうのは保育所の中に顔は見えていなかったと。今はそういう人を受け入れるようになって非常に戸惑っていると発言されていましたが、たいへん気になりました。③それから、基本的には18歳未満において療育支援の必要があるということなんですけれども、その障がいの種類・特性によっては18歳を超えても療育支援を届ける必要があるとも言われております。

以上は、県の自立支援協議会の部会のお話ですが、私たちにとっての問題は2点あるのかなと思います。①まず、新潟圏域、もしくは新潟市の区域においてはどのように現状を捉えており、これからどのように対応したらいいのかということ。②こういった課題に対して自立支援協議会として、当然、事態を把握し、関わるべきだと思います。あるいは、これからの取組みとして動く予定があるのでしょうか。

その辺り、関係の方のご意見なり報告があればお伺いしたいと思います。

○山賀会長

はい、県の自立支援協議会で課題になっている部分についての、新潟市としての関心とか注目というのはどの程度あるのかというふうなご質問だったかと思いますが、事務局お願いします。

○障がい福祉課長

はい、療育支援につきましては、この3月まで自立支援協議会とは別な組織として療育体制整備検討委員会というのを新潟市で立ち上げておまして、そこを中心にどうあるべきかという議論をしていただきました。実際にそれを受けて、早期発見・早期支援、重層的な支援、それから身近な地域で支援という3つを目標に掲げて、今、幼児ことばとこころの相談センターがあるわけですが、全体的に、発達障がいを中心として療育支援の必要な方というのは増えていきますので、はまぐみだけじゃなく、幼児ことばとこころの相談センターでも、非常に今待ちが出ているような状態の中で、まず区でしっかり見れるようにしようということで、今まで、合併の関係もあって各区でバラバラだった療育教室というのを全区展開、各区で療育教室を展開すると。それから専門員による相談というものも全区で実施を、今年度より実施しております。その中で、幼児ことばとこころの相談センターの方からは、各区へ訪問したり各幼稚園・保育園へ訪問したりして相談に乗ったりという形をとって体制を整備しているところです。今ありました保育園につきましては先ほどもちょっと説明させていただきましたが、幼稚園・保育園の主任クラスを対象にその園の核となってもらう発達支援コーディネーターという方を養成するための研修を今年度から実施しております、非常に好評で申し込みもかなりあって、当初50人を予定していたのですが、枠を80人にまで拡大して今回研修を行いました。新潟市内には保育園と幼稚園あわせまして約230の園がありますので、1年間ではちょっと終わらなかったのですが、数年かけて各園に配置をしていきたいということと、それから1年の研修だけではなかなか済みませんので、今年度受けた方については来年度フォローアップの研修をしていくということで考えております。そういった中で、療育体制の整備というのを検討会の中で事業化してきたわけなんです、ただ施策審議会とか自立支援協議会との関係もありまして、一端、今年度をもって整備体制検討委員会を終わらして、また来年度以降どういう形で続けていくかというのは現在検討中のところでございます。

○山賀会長

はい、事務局よりご説明いただきましたが、熊倉委員いかがでしょうか。

○熊倉委員

はい、県の療育支援部会の中で、はまぐみの東條先生から示された資料ですと、その障がいの種別・特性によって、療育支援に対してはこういう観点での支援が必要だと、そう

いう整備された表が示されました。療育支援については自立支援協議会に加わっている相談支援機関が当然関わりを持つかと思います。となれば、自立支援協議会が、この問題で関わりがない、できないっていうのはちょっと、協議会を見守っている外部の人には少しわかりにくいということになるのではないかと思います。例えば、どういう障がいの人について18歳以上までの療育支援がイメージされているのか、また、どういう方々がいてどういうふうな形で見出されて、フォローアップされて継続した支援になっていくのか。全体像を大まかな数字として把握されているのではないのか。それに対応できる体制作りはどうか。これらのことは、自立支援協議会としても必要な情報であり検討すべき項目ではなかろうかと思います。

権利条約は、基本的人権を持つ一人一人を尊重し、ひとしく生きる権利を保障するものだと思います。療育支援を一人ひとりに届けることは、教育の機会均等と同じく基本的な事柄ではないかと思います。

療育支援をめぐる課題について、今後の展開に期待をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、大橋委員さん。

○大橋委員

ワークセンター日和山の大橋です。各区の自立支援協議会の特徴的なものをお聞かせいただいて、大変良かったかなと思っています。で、各区の取り組みが全市にやはり反映していく仕組みがどっかにないと、もったいないかなってすごく思っていて、各区の色んな取り組みがよければ全市で、各区が取り上げていくという方向性をこれからもぜひお願いしたいかなと思っていますところ。中央区に関わらせていただいて、今介護保険ベースの問題、65歳以上の障がいをお持ちの方が、これから介護保険と障がいをどう自分のサービスとして取り入れていくかというところで、なかなか介護保険のケアマネさんは障がいベースはわからない。障がいの相談員さんは介護保険をある程度は熟知しているんだけど、あんまりそんなに詳しくない。そういうところで、中央区では勉強会とか、そういうのを開きたいという要望も委員の中から出ていたのですが、北区でやられているということもお聞きして、どうやってそこら辺のネットワークを作っていくのかっていう辺りも、これからの大きな問題になるのではないかなと思って、これはどちらかと言えばお願いの域に達するかと思うんですが、ぜひそのような取り組み方でお願いできると私としてはありがたいかなと思っております。また、通所施設の夜間支援モデルにつきましては、全市で取り上げる事業者が多くいて、安心感をより、新潟市の中で買えるというのは非常に、短期入所とした改まったものでないところで一泊だけ、というのは非常に私は有効かなと思って、ぜひ全市で取り上げると、より暮らしやすいものになっていくのではないかと思

っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。小林委員からも手が挙がりましたので申し上げます。

○小林委員

太陽の村の小林です、いつもお世話になっております。今の大橋委員さんから各区の取り組みを全市にということは私も大賛成で、その中で南区さんにちょっと伺いたいたいんですけども、次年度の計画で南区における障がい者の移動についての問題と交通機関の充実なんですけども、これはおそらく他の区でもあって、私のいる北区でもこういった移動の問題は何回かでてきています。そこで、南区さんの移動の問題について具体的なケースやどのような計画が盛り込まれたのかということをお聞かせ願えればと思いますが。

○山賀会長

南区さん、質問いただきましたのでお願いできますでしょうか。

○南区健康福祉課障がい福祉係長

南区です。南区は交通機関が他区に比べてですけども、障がい児者の方々の移動する手段が乏しいということもありまして、前に日報の新聞にも出ていたんですが、高等特別支援学校等に通う場合に、保護者がバスを運行しているというような記事とかありました。他にもまた区以外の障がい者の施設のところに送るとなると、保護者の方々が中心になって送迎をされています。だんだんと保護者の方も高齢化していきますので、これもまた他の区となると広範囲に及ぶということもあって、かなり負担が大きいということも耳にしておりますので、そういうところなど、現場の声を聴きながら、なんとか改善できることはないのかなというところで、これから検討に入るというような形です。一応今回は次年度こういうふうにやってみたいなということで提案をさせていただきました。具体的にはまだはっきりとは進んでいませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小林委員

ありがとうございました。それこそ移動の問題は昔より改善したとはいえまだまだ大きい問題だと思いますので、また取り上げられることを私達も期待しております。よろしく申し上げます。

○山賀会長

はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、ないようですが、とも8区からの報告を伺って委員の皆さんも大変興味深くお聞きになったようです。各区

から良いものは全区にというふうなご意見もいただきましたし、ぜひまた自立支援協会もですね、機能も更に見直して広げていくべきものはどンドンドンドン検討して広げていった方がいいのではないかとというようなご指摘もいただきました。今後の課題としてぜひ事務局の方でも検討いただければと思います。それでは続いて（４）番に移りたいと思います。運営事務局会議からの報告です。よろしくお願いいたします。

#### ○秋葉区健康福祉課障がい福祉係

はい、秋葉区障がい福祉係・村山です。よろしくお願いいたします。資料４、運営事務局会議議事内容報告資料をご覧ください。前回の秋の全体会以降は各区においては２回開催されていますが、それにあわせる形で運営事務局会議も２回開催いたしました。各区からは検討事項とそれから報告事項ということで、わかれて両方あがってきますが、報告事項については事務局の方で参考資料２ということで用意いただいていますので、そちらをご確認ください。事務局会議からの報告として、主に区の協議会からの検討依頼事項ということで、今回東区さん、それから中央区さん、それから北区さんの方から共通として上がってきた課題として先ほどから話題になっています、強度行動障がい者、それから児に対する支援ということで、実際のケースを通じて検討依頼がありました。１月の会議においては、そういった支援についてはハード面、それからソフト面、それぞれ検討しなければいけないというところで、運営事務局会議でも意見が出たところですが、一部平成２６年度の新規事業としてグループホームの補助事業ですとか、動いている部分もありますが、実際ソフト面、支援スキルの向上、相談ネットワークの構築等、まだまだ検討する余地があるかなというのが１月の会議でございました。ついては、実態の把握、これまでも各ケース会議等では把握はされていると思いますが、市全体としてどういったケースが現在動いているかという辺りを把握が必要だろうということで、１月の２９日から各区の障がい福祉係、それからケースワーカー中心にケースを集めるような調査を実施いたしました。それから３月の事務局会議におきまして、その調査結果が取りまとまったものをまだ見てはいないのですが、実際ケースとしては２０件ほど各区から大人子供あわせてあがってきております。当然、それぞれケースバイケースの対応というのは必要かとは思いますが、下にあります通りそれぞれのケースの研究をして分類とありますが、分類という言葉がいいかどうかはわかりませんが、個々のケースを見ておきますと、課題、ケースが求めているもの、例えば新しい施設が欲しいとか、支援者のスキルアップが必要だとか、もしくは保護者含め支援者の協力体制が必要、様々な角度から読めるケースがあります。そういったものを一定の分類をすることで、より適切な支援に繋げていけるのではないかとという意見も出ておりました。ただ検討する内容が幅広くたくさんありますので、今後作業チームのようなものを作って、集中的に検討していったらどうかということで、運営事務局会議では意見がまとまっております。それから少し戻りますが、先ほど各区の担当者から区の協議会の成果等についての報告がありましたが、こちらについても協議会運営事務局会議の

中で各区の情報がなかなか共有できていないという課題があがったところ、今回の形にしたというところがございます。実際に市全体の事業にも繋がった通所施設の夜間支援ですとか、訪問入浴の回数を増やすですとか、またグループホームの助成等々、各協議会で話題になっているものもありますが、それ以外にも地域に根差した就労支援ですとか、独自のアンケート等々、活動があるということを今日皆さんに知っていただけてよかったかなと思っております。以上です。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。今ほどの報告でご質問ありますでしょうか。はい、特別にお声がないようですので、続きまして（５）に移りたいと思います。（５）特別支援学校の進路検討部会の報告に移ります。特別支援学校の進路検討部会のこれまでの実施状況について佐藤部会長より説明をいただきます。お願いします。

#### ○特別支援学校進路検討部会・佐藤会長

はい、特別支援学校進路検討部会の報告をさせていただきたいと思います。資料５を見させていただきたいと思います。秋の全体会から部会を一度、２６年の２月に開催させていただいております。今年度の特別支援学校の就労継続Ｂ型の希望者のアセスメントというところに割と重点を絞ってやってきておまして、資料にあります通り、施設の利用申し込み希望者、第１希望の施設で利用が可能になったという報告が新潟市の方から部会の中でありました。内訳は見ていただければと思います。希望者のアセスメント状況ということなんですけど、Ｂ型希望者について事前に学校で行ったアセスメントの結果に基づき、移行支援が妥当と判断された場合、学校での進路指導では移行支援の選択を促したというところがあります。委員の方で、久保田先生ですとか、西蒲高等の関根先生の方からも意見があったんですけども、就労継続Ｂ型のアセスメントによって安易に就労継続Ｂ型を選択しないよってという認識も学校側からもできたという意見なども聞かれて、効果はあったのかなというところもあります。次、就労継続支援Ｂ型の利用希望者について移行支援事業所によるアセスメントによる結果に基づいて移行支援を選択した者もいて、すぐあらわれているという内訳を見ると結果が出ております。私の身近な地域の就労継続支援Ｂ型の利用を希望するご本人、通所も可能と判断する移行支援事業所との意見の相違がみられたというところも、アセスメントの状況の中に出てきております。今度は裏面見ていただきまして、今後の検討事項というところで、部会の中でもアセスメントシートの項目数、評価基準の見直しというところも出てきております。アセスメントを行っていただいた移行支援事業所の方々の負担が大きかったというところもありますし、また改善を今後は検討していかなければいけないというところも今年度やりまして、見えてきたところでもあります。実習期間の設定というところも、アセスメントに費やす期間の考え方が事業所によって異なったというところで、秋に移行支援事業所の方々にも参加していただいたところ

で、出てきたところでありますので、また来年度というところに繋げていければということも思っております。

暫定支給決定の必要性ということで、特別支援学校等を卒業後、直接就労継続支援 B 型の希望が基本できないというところで、26年度末で経過措置が終了ということになっておりまして、18歳未満の児童は18歳以上の者とみなす決定が必要となってくるということで、今現在児童福祉法のサービス等が者みなしに伴って利用できなくなるというところは検討が今後必要かなというところで、部会の中でも出ております。

サービスの地域格差というところも、検討部会の中で出てきておりまして、移動手段というところの制約から選択できる施設が限られているということと、地域毎のサービスがやっぱり、利用者が少なかったり事業所が少なかったりする地域格差がみられるということも、出てきております。あと、企業就労関係ですけれども、障がい者のできる仕事の切り出しということで、ご本人の得意な仕事とか、マッチングとか、企業へのアピールということで、多分学校さんの方とか事業所の方でもそれぞれ努力してやっておられるところはあると思うんですけど、そういう次のネットワーク構築にも繋がるんですけども、ご本人の特性とかっていうところを十分にみんなで協力していきながら就労に向けてのネットワークの構築が今後も必要なかなというところの意見が部会の中で出されたということです。報告を終わります。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。何点かもしかするとわかりにくい点があったかもしれませんが。特に裏面、者みなしの暫定支給決定と者みなしの問題などいかがでしょうか。今の報告で大体わかりますでしょうか。もしでしたら事務局の方でもう少し具体的にわかりやすく表現、ご説明していただくとありがたいかなと思いました。

#### ○障がい福祉課介護給付係長

はい、今ご指摘ありましたが、裏面の矢印のところに書いてあります、18歳未満の児童は18歳以上の者とみなす決定、これを者みなしといいます。これにより暫定支給決定を行うことが必要となるため、者みなしに伴い放課後等デイサービスが利用できなくなる。この最後の者みなしに伴い、放課後等デイサービスというのは在学中3年生の方が18歳を迎える前に者みなしを行って暫定支給決定をしますと、卒業までの間、者みなしをしているために総合支援法の適用を受けるために、卒業までの放課後等デイサービスが利用できなくなるという状況になっています。これは国にも確認しておりますけれども、国がそこまで検討しておらず、国の制度でいけば18歳未満の方について者みなしをした場合は放課後ではできませんという回答をあげております。ただし、18歳になっている方は利用できる状況、これは特例があって、18歳の方が放課後等デイサービスを使っていて、18歳になっても3月までは放課後等デイサービスが利用できます。これは18歳までの

卒業までの特例措置があってもできるんですけれども、者みなしをした方についてはそこまでの手当はされていないので、制度上はできないという弊害があるということをここで示しています。これについては、国にも働きかけるなり新潟市が今回、今年度策定したアセスメント方式が非常に良いのではないかとということで、ここについては今後も来年度働きかけて実施できるように、できる人とできない人にならないようには働きかけていきたいとは思っております。以上です。

#### ○山賀会長

はい、就労継続支援 B 型を利用するにあたっていわゆる暫定支給、移行支援等の短期間のアセスメントをするための暫定支給期間を設けることによる弊害というふうなご説明だったかと思いますが、よろしいでしょうか。はい、皆様の方でご質問ございますでしょうか。逆にこういうことで困ったという事例は実際に、今年度はなかったようですので、もし何か、今後不安な点がありましたら、よくまた市の方と確認をして進めていただけたらいいかなと。はい、久保田委員。

#### ○久保田委員

江南の久保田です。就労移行か B 型で悩んでいるとか、客観的な評価で悩まず就労移行に応募していくような傾向にあります。私も悩んでいるのが、就労継続 B 型にしようか、生活介護にしようか悩んでいるケース。ここで B 型でやってみようかっていうと、アセスメント実習を就労移行ですることになるんですね。B 型か生活介護で迷っている方に就労移行で実習をするっていうことは、本人にとっても事業者さんにとっても負担になるんじゃないかなって気があります。ましてや暫定支給で、就労移行無理やり利用してからっていうのが本当にいいことなのかどうかって正直疑問に感じております。それがまた春、福祉事業所に実習をお願いすることになるんですが、来年度以降の課題になるのではないのかなと思っております。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか、他の委員の方々。いくつか、そういうところの弊害というか、危惧をされている部分が市の方でもございますので、今後はその辺をよく慎重に整備をしていただきながら今後進めていただけたらありがたいと思っております。それでは他にお声がないようですので、5 番は終了させていただきます。続いて、その他になりますが、皆様の方で今までを通してでも結構ですし、それ以外でも結構ですが、ご発言ある方、ご質問ある方ありましたらお願いします。すいません、一つですね、その他の中で、先ほども申しました「みつばち」について、参考資料 1 に基づいてご説明をいただきます。久保田委員お願いします。



#### ○久保田委員

はい、よろしくお願いします。参考資料の1をご覧ください。先月2月16日に発足した新潟市障がい者雇用支援企業ネットワークみつばちについて説明させていただきます。この組織そのものはどちらかというと就職をしたい、あるいは就職をしているご本人を支援しようということもあるんですが、どちらかというと障がいのある方を雇用している企業、あるいは雇用したいと考えている企業をサポートする、そういうネットワークを立ち上げようという主旨で発足いたしました。組織の方は、企業のみなさんが主体的に運営する会、ということになっておりますので、会長は有限会社曾野木商事「ととや」の社長さん、副会長はマックスバリュー東北株式会社の藤田さん。藤田さんは秋田本部の方に異動になってしまうということなんですが、引き続き副会長職は続けてくださるということでもあります。以下、中小企業家同友会の皆さんも積極的に関わってくださっていますし、事務局の方はこあサポートの樋口さん、それから新潟市障がい福祉課の皆さんが担当してくださることになっております。この組織ができることで例えば既に新潟市で行っている事業、例えばチャレンジオフィス事業ですね、あちらの民間企業の実習先としての協力も多分期待できますし、それから進路を考える会の働く体験会となっておりますが、そちらにも協力していただけるのではないかなど。企業の方々が積極的に障がいのある方の就労について関わっていただくことでそこからの発信が他の企業に広がっていくと。結果的には障がいのある方の就労により繋がっていくのではないかなどと考えております。今後、中には50人未満の規模の企業も非常に多く参加してまして、こういった企業の障がい者雇用というのはいわゆる雇用率に反映されないんですけど、こういった中小企業の人達の頑張りが、みなさんに知っていただくとか、あるいは評価されるような、そういう認定制度もこの中で検討していくことになっております。ハローワークさんも非常に今頑張ってくださいたり、それからこあサポートができてからこの半年間ですごく障がい者就労に対しての機運が高まっているなというのを感じております。ぜひ自立支援協議会の中でも関心を持っていただいて色んな人たちに知っていただければと思っております。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。今ほどの久保田委員の情報提供につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。ないでしょうか。もし関連して、今日今野委員さんもいらっしゃると思いますので、最近の障がい者雇用の動向とか特徴など、こちらの方で情報提供いただけるようなものがあれば一言お願いしたいんですが、いかがでしょうか。

#### ○今野委員

ハローワーク新潟の今野でございます。ご紹介いただきありがとうございます。まず3月末、今年度になりますが、障がい者の方の就職は当所において過去最高の計上となっております。平成18年、19年度は年間を通じまして160名程度の就職となっております。

たが、今年度は当時の倍、330～350人くらいになると見込んでいるところでございます。障がい者の方が福祉から一般就労に向く方が多くなるにつれ、当所を利用する方も非常に多くなっており、今まで300名前後の求職登録がございましたが、既に400名を超えており、就労移行支援施設からの送り出しであるとか、また特別支援学校が生徒さんの積極的な送り出し等、一般就労に向け、熱意のある方が職業準備性を構築されてから安定所に来所することで、多くの就職に繋がっているのだと思っております。今後も関係機関の皆様からのご協力をいただき、早期就職を目指して、一体的に取り組んでいきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。もし情報提供等、就労支援についてこんな情報提供させていただきますというご発言、大変ありがたいのでいかがでしょうか。らいふあっぷさん、最近のマルポツの方の登録者の数とか、特徴などいかがでしょうか。

#### ○藤石委員

障がい者就業・生活支援センターらいふあっぷの藤石です。今、今野さんのお話にもありましたが、らいふあっぷの登録者も確実に着実に増えて、就職者数も新潟市の障がい者の就職数の伸びと比例しまして、らいふあっぷの登録者の就職者数も今年度140を超えております。去年が112名ということで、去年も多かったんですが、また更に増えているということです。就職者が伸びるとまたそれに伴って定着支援ということが出てきます。らいふあっぷの職員も定着支援でほとんど事務所にいないという状況になってはいますが、それこそ、こあサポートさんと今連携しながら、また特別支援学校の先生方と連携しながら色々やっているところです。こあサポートさんができたことで新潟市の就労支援も、少しまた色々動きができてきたのかなと思います。半年経過して、来年度に向けてまたこれから色々調整が必要になってきているかなと思っておりますので、また色々な機会に報告させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

#### ○山賀会長

はい、ありがとうございました。新潟市の障がい者の就労支援、だいぶ底上げをしていただいて、活発になってきたというふうな印象があるかと思えますし、実績もそれに比例してついてきて、つき始めてきているという感じがいたしました。ぜひ今後とも有機的な連携を図りながらまた協力し合いながら進めていただけるとありがたいと思います。それでは、これまで予定していた議事については終わりましたが、皆様の方で、先ほど申しましたように周知・広報したい事項、並びに連絡事項がありましたら、ご発言いただきたいと思っております。一旦ここで任期が皆さん終わりになりますので、せつかくの機会ですので、

今日まだ発言していらっしゃらない方もぜひ日頃感じていらっしゃる事、また自立支援協議会に対しての要望、提案等ございましたら遠慮なくご発言いただければと思いますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、特にお声がありませんでしたので、これで議事を終了させていただきます。最後まで議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。